

監査公表第12号

地方自治法第199条第4項の規定に基づき実施した、教育委員会に係る定期監査の結果を同条第9項の規定により、別紙のとおり公表する。

平成25年10月28日

敦賀市監査委員	安	久	彰
同	橋	本	幸夫
同	堂	前	一幸

教育委員会に係る定期監査結果報告

1 監査の実施日

平成25年9月25日（水）、9月27日（金）

2 監査の対象

教育委員会

教育政策課（ハートフル・スクール、各幼稚園）、教育施設管理室、学校給食センター、生涯学習課〔生涯学習センター、各公民館（北、栗野、松原公民館除く）、プラザ萬象〕、図書館、少年愛護センター、少年自然の家、文化振興課、博物館・みなとつるが山車会館、市民文化センター、スポーツ振興課（国体準備室、総合運動公園、武道館）（以下「各課等」という。）に係る財務に関する事務の執行及び事業の管理状況

3 監査の方法

監査は、あらかじめ提出を求めた調書及び関係諸帳簿を照合し、必要に応じ関係職員の説明を聴取して、財務及び事務事業の執行管理が適正に行われているか否かについて確認を行った。

4 監査の結果

各課等における予算の執行及び事務処理は、おおむね適正に行われているものと認められたが、下記の事項については、適切な指導、措置を講じられたい。

- (1) 各種補助金について、交付団体の活動状況等を十分把握し、効果等を検証したうえで適正な額の交付に努められたい。
- (2) 施設の指定管理について、1年間の活動状況が十分把握できる報告書の提出を指定管理者に指導されたい。

(3) 旧葉原小学校の利活用については、地元の意見を取り入れつつ、地域の歩みや歴史などの特性を生かした事業を行うなど範囲を広げて利用促進に努められたい。

(4) プラザ萬象の能楽堂については、年々、利用が減少している状況にあるので、利用が促進される方策を検討されたい。

5 各課等の予算執行状況は別表 1～15 のとおりである。(別紙省略)